

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成20年8月25日(月) 午前10時00分～午前10時47分
会 場 委員会室

1. 出席者

4番 北川 広人、 9番 吉岡 初浩、 11番 森 英男、
12番 水野 金光、 17番 小嶋 克文
オブザーバー 議長、副議長、
7番 佐野 勝巳、 16番 神谷 宏

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦辰夫、杉浦敏和、鈴木勝彦、寺田正人、
内藤とし子、岡本邦彦

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、文書管理GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 平成20年9月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付及び方法について

- (4) 決算特別委員会委員の指名について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- 2 高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の制定について
- 3 高浜市議会会議規則の一部改正及び高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 平成20年9月定例会について

(1) 議案の説明について

行政管理部長説明 それでは9月定例会に付議させていただきます案件について御説明申し上げます。案件といたしましては同意1件、一般議案14件、補正予算3件、認定10件、報告1件の計29件をお願いするものでございます。初めに同意第3号、教育委員会委員の任命は、現委員、鈴木明子氏の任期満了に伴い、新たに磯貝政博氏を任命いたしたく御同意をお願いするものでございます。議案第47号、高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、障害者医療費、母子家庭等医療費及び精神障害者医療費の受給資格について条文の整備を行うものでございます。議案第48号、高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正は、公営住宅の入居者の安全、平穏な生活が確保されるよう、公営住宅における暴力団排除について所要の規定の整備を行うものでございます。議案第49号、高浜市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用することの条例等について条文の整備を行うものでございます。議案第50号、高浜市情報公開条例及び高浜市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、公益法人制度改革による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、公益法人の用語を引用するこの条例等について条文の整備を行うものでございます。議案第51号、高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用するこの条例について条文の整備を行うものでございます。議案第52号、高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例の制定は、指定管理者が管理する公の施設について、利用料金制を導入するに際しての利用料金の額の基準、その他必要な事項を定めるとともに、関連する諸条例について所要の規定の整備を行うものでございます。議案第53号、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、配偶者以外の扶養親族について補償基礎額の加算額を改定する等のものでございます。議案第54号、高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例及び高浜市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、図書館及び郷土資料館に指定管理者制度を導入するに際し、指定管理者が行う業務の範囲、その他必要な事項を定めるものでございます。議案第55号、高浜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行による、民法及び地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用するこの条例について条文の整備を行うものでございます。議案第56号、高浜市民間賃貸住宅家賃助成条例の一部改正及び議案第57号、高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正は、いずれも中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う改正で、議案第56号は家賃の助成要件について、議案第57号は介護保険サービスについて条文の整備を行うものでございます。議案第58号、高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、宅老所の利用者に係る援助サービスのうち、送迎にかかる料金の取り扱いについて、使用料から燃料費相当額に変更するため所要の規定の整備を行う

ものでございます。議案第59号、高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、支援給付世帯に係る幼稚園授業料について減免措置を講ずるものでございます。議案第60号、市道路線の認定は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、8路線を市道路線として認定するものでございます。次に議案第61号、一般会計補正予算（第3回）は、補正予算書の5ページをご覧くださいますと、歳入、歳出、それぞれ6億9,549万7,000円を追加し、補正後の予算総額を130億3,147万7,000円とするものでございます。主な内容を申し上げますと、歳入では補正予算書32ページのとおり、地方特例交付金の交付額が決定したことにより、2,888万円を増額するとともに、民生費国庫負担金及び民生費県負担金は平成20年4月の障害者自立支援法の改正等により、障害者自立支援給付費負担金にかかる民生費国庫負担金1,428万5,000円、民生費県負担金714万3,000円をそれぞれ増額いたしております。歳出では補正予算書の37ページをご覧くださいますと、庁舎管理事業では、庁舎の耐震補強及び劣化改修計画業務委託料として931万2,000円、当計画に係るコンストラクションマネジメント業務委託料として644万5,000円を計上するとともに、エレベーター設備補修工事費として1,581万5,000円を計上いたしております。地域内分権推進事業では、吉浜まちづくり協議会拠点施設及び高浜小学校区まちづくり協議会拠点施設の工事設計委託料として1,107万3,000円を計上するとともに、高取まちづくり協議会への地域内分権推進事業交付金として275万4,000円を計上いたしております。補正予算書の39ページをお願いします。障害者自立支援給付事業では、介護給付、訓練等給付費として2,904万3,000円を増額するとともに、環境対策事業では、高効率エネルギーシステム設置費補助金について、申込み件数の大幅増により850万円を増額いたしております。次に41ページの中小企業支援事業では、原油、原材料高対応資金にかかる信用保証料補助金について、申請件数のさらなる増により2,150万円を増額するとともに、市道新設改良事業では、市道港線の渋滞緩和及び通行者の安全を図るため、道路改良工事に必要な道路設

計業務委託料として243万円を計上いたしております。また、43ページの中学校維持管理事業では、南中学校特別教室設置工事費として4,200万円を計上いたすとともに、幼稚園維持管理事業では、高浜幼稚園園舎の増築工事設計委託料として168万円を計上いたしております。次に議案第62号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は、前年度繰越金の額の確定に伴い、繰越金の額の調整を行うほか、退職被保険者等高額療養費の増額等にかかる補正でございます。議案第63号、介護保険特別会計補正予算（第1回）は、保健事業勘定では前年度繰越金の額の確定に伴い、一般会計繰入金、基金繰入金の減額及び基金への積み立てを行うもので、介護サービス事業勘定では、繰越金の額の確定に伴う一般会計繰入金の減額にかかる補正でございます。次に認定第1号から認定第10号までは、平成19年度の一般会計ほか、6特別会計及び2企業会計並びに衣浦東部農業共済事務組合農業共済事業会計の決算認定でございます。決算書の2ページ、会計別決算総括表及び主要施策成果説明書の4ページ、歳入歳出決算額年度比較表をご覧くださいますと、初めに一般会計では歳入決算額は133億9,902万5,918円で、対予算現額費は104.2%、対前年度比は105.8%でございます。歳出決算額は125億8,398万3,987円で、対予算現額比は97.9%、対前年度比は106.2%でございます。また、実質収支は決算書の204ページ、実質収支に関する調書をご覧くださいますと、歳入歳出差引額8億1,504万1,931円から翌年度へ繰り越すべき財源5,008万6,000円を差し引きますと、7億6,495万5,931円でございます。特別会計では6特別会計の合計として、歳入決算額は89億9,222万9,315円で、対予算現額比は99.9%、対前年度比は103.7%でございます。歳出決算額は87億781万4,732円で、対予算現額比は96.7パーセント、対前年度比は105.6%でございます。次に企業会計でございますが、初めに水道事業会計は、収入決算額は7億8,739万4,486円で、対前年度比は102.1%、支出決算額は7億545万7,830円で、対前年度比は100.9%でございます。病院事業会計は、歳入決算額は6億2,677万2,800円で、対前年比は38.8%、支出決算額は12億9,469万8,105円で、

対前年度比は70.5%でございます。認定第10号、衣浦東部農業共済事務組合農業共済事業会計の決算認定は、組合の解散に伴う決算の認定をお願いするものでございます。最後に報告第7号、平成19年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率については、本年4月に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率を御報告させていただくものでございます。以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、同意1件、一般議案14件、補正予算3件、決算認定10件、報告1件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

市長挨拶

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

事務局説明 それでは説明させていただきます。9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月18日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月2日から9月26日までの25日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、9月2日の本会議初日において、同意第3号を即決で願い、その後、議案の上程、説明をいただき、報告第7号の報告を受けます。9月4日(第2日目)と5日(第3日目)の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月8日の第4日目は、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。9月10日から12日までの3日間は、決算特別委員会において認定第1号から認定第10号までの付託案件の審査を願い、9月18日の総務市民委員会においては、議案第47号から議案第51号の条例関係の5議案並びに議案第61号、議案第62号の補正予算関係の2議案を審査願い、9月19日の福祉教育委員会に

においては、議案第52号から議案第59号の条例関係の8議案並びに議案第61号及び議案第63号の補正予算関係の2議案を審査願います。9月22日の建設病院委員会においては、議案第60号認定関係の1議案並びに議案第61号の補正予算関係の1議案の付託案件を審査願うものでございます。また、議案第64号等の議員提出議案につきましては、後ほどの議題で、皆さんで御協議いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

委員長 議員提出議案については、後で御協議していただきますが、それ以外の当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました(案)のとおりを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

(3) 一般質問の受付及び方法について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、8月26日、火曜日の午前8時30分から8月29日、金曜日の午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。ただし、8月26日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。なお、今回、一般質問をされる議員が数多く予想されますので、4日の最終者が午後5時までに70分を確保できない場合、従来そこで打ち切りとなっておりますけれども、次に予定される議員が、たとえ午後5時までに70分を確保できないようなことが生じることになり、午後5時を超えることが予想されましても、次の一般質問予定者が質問に入ることができるという、取り扱いにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

(4) 決算特別委員会委員の指名について

事務局説明 決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表でお決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。決算特別委員会委員は、杉浦辰夫議員、磯貝正隆議員、佐野勝巳議員、内藤皓嗣議員、森英男議員、水野金光議員、岡本邦彦議員、神谷宏議員、小嶋克文議員、以上の9名でございます。

委員長 ただいま事務局が報告いたしました、委員の構成について御意見がございましたらお願いをいたします。

意(4) 昨年度ですね、監査委員ということで吉岡初浩議員にかえて内藤皓嗣議員と入れかえていただいた経緯がございます。本年度ですね、これを戻して内藤皓嗣議長にかえて、吉岡初浩議員と入れかえをさせていただきたいんですが。

意(17) 今年、私、小嶋がですね、監査委員をやらせていただきますので、従って委員に小野田由紀子議員を入れかえさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま市政クラブさんより、内藤皓嗣議員にかえて吉岡初浩議員を、公明党さんより、小嶋克文議員にかえて小野田由紀子議員との申し出がございました。そのように変更してよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように変更しました9名を議長より指名することに御異議ございませんか。

異 議 な し

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書2件、意見書(案)1件で

あります。まず陳情第5号、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情につきまして、どこの委員会に付託するか、御発言をお願いいたします。

意（4） 福祉教育委員会をお願いします。

委員長 ただいま、御発言いただきましたように、陳情第5号については福祉教育委員会に付託することとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 次に、陳情第6号、国営土地改良事業制度の存続を求める陳情につきまして、どこの委員会に付託するか御発言をお願いします。

意（9） これは建設病院委員会へ付託するのが適当だと思います。

委員長 ただいま、御発言いただきましたように、陳情第6号について、建設病院委員会に付託することとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。次に意見書（案）につきましては、市政クラブさんより、道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書（案）が提出されていますので、その取り扱い及び案文について、御協議願いたいと思いますが、その前に意見書（案）について、北川委員から説明をお願いいたします。

意（4） 国においてですね、道路特定財源というのが一般財源化をする方針が示されたところでもありますけども、地方にとって道路というのは非常に重要な整備でございます。ついてはこの意見書案文の朗読をさせていただいて、提案とさせていただきます。

（意見書案朗読）

委員長 ただいま、説明がありましたが、意見書（案）の取り扱い及び案文について、各会派から御意見をいただきたいと思っております。初めに、共産党さん。

意（１２） 今、意見案が出されたわけですが、この種の意見書というの何回も提出されているわけで、今までと若干、内容についてはね、変更ありますが、従来、いわゆる道路特定財源を推進する役割も、これが果たしてきておることから、私どもはこの、いわゆる道路整備に限らず、重要な財源確保というのはあらゆる分野にあるわけで、こうした道路に関して特別の意見書が地方から上がれることがいわゆる特定財源を推進する土壌をつくってきたという経緯もありますので、この意見書については私どもは反対の態度であります。

委員長 次に、公明党さん。

意（１７） 持ち帰って検討します。

委員長 参考までに新政クラブさん。

意（１６） 持ち帰って検討します。

委員長 政風会さん。

意（７） 賛成です。

委員長 各会派より、御意見等をいただきましたが、この意見書（案）につきましては、持ち帰りとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

２ 高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の制定について

委員長 提出者の北川委員から提案説明を願います。

北川委員説明 それでは、議案第６４号、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の制定について提案をさせていただきます。提出者は私、北川広人、賛成者はここに書かれておられる１０名の議員の皆さまであります。それでは議案の中身の説明をさせていただきますけども、まず第１条、目的であります、市民、事業者、市が環境美化の確保について共通認識を持ち、それぞれの役割の遂行とお互いに連携し、協働することにより、環境美化を図り、きれいで住みよい地域づくりの実現を目的としております。第２条は定義であります、現、空き缶等散乱防止条例にも同じように規定してありますが、この条例では、第５号の動物、第６号の公共の場所等、第７号の落書き、第９号の資源ごみ、

第10号のごみステーション、第11号の分別収集拠点を追加して定義しております。第3条は市の役割、第4条は市民等及び事業者の役割については、現、空き缶条例においても市民等の責務、事業者の責務、市の責務として同様に規定しておりますが、この条例では、市は環境美化の推進に関して施策の策定をするとともに実施にあたっては市民等の参加に努めるものとしております。また、現在と同様、市民行動の日を設けるものとしております。また、市民等及び事業者は、互いに助言、協力し、自主的な活動により環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないとしております。第5条から第13条までは、環境美化推進のためにしてはならないこと、禁止行為、または、しなければならないこと、遵守行為等が規定してあります。第5条は空き缶等及び吸殻等の放置及び投棄の禁止、第6条はふんの放置及び投棄の禁止、第7条は落書きの禁止、第8条は回収容器の設置及び管理、第9条は犬及び猫の管理、第10条はごみステーションの利用、第11条は分別収集拠点の利用、第12条は分別収集拠点からの資源ごみの持ち去りの禁止、第13条は土地の管理がそれぞれ規定されています。第14条は積極的に環境美化活動に取り組んでいる地域を環境美化推進地域として指定することができるとしており、第2項では推進地域の自主的な活動に支援するものとしております。第15条は、市長は環境美化指導員を置き、第16条の指導及び勧告、第17条の命令及び環境美化にかかわる報告、普及及び啓発等を行わせるとしており、第2項では市民等及び事業者から環境美化にかかわる報告、普及及び啓発等を行わせるために環境美化推進員を委嘱することができるとしております。第16条は、違反行為をした者に対して、中止、是正の処置をするように指導及び勧告することができるとしており、できるものを第1号から第9号まででそれぞれ規定しております。第17条では、第16条で指導及び勧告をしたにもかかわらず従わないときは、従うように命ずることができるとしており、第18条は違反して回収容器を設置しない者、また、適正に管理しない者が指導及び勧告に従わないときは、規則で定めるところにより公表できるとしております。第19条は規則への委任であります。第20条及び21条は罰則の規程であり、10万円以下の罰金については第7条に違反して落書きした者及び第16条の第7号

の資源ごみを持ち去った者で命令に違反した者、5万円以下の罰金については第16条の第1号の空き缶等及び吸殻等を放置し、または投棄した者、第2号のふんの放置または投棄した者を処するとしております。第22条は違反行為者だけではなく、法人及び使用者にも罰金を科する両罰規定であります。附則において施行を平成21年4月1日としており、これは市民への十分な周知期間を考慮したものであります。また、この条例の制定により高浜市空き缶等散乱防止条例は廃止するとしております。それから、各派会議のときにですね、佐野委員から罰則に関しては民事罰だという話に対しまして、そうですというふうにお答えをしたんですが、すみません、間違っております。刑事罰の間違いでございます。ですから、一般的にいう罰金、前科、そういったものも含めての罰になりますので、訂正をさせていただきます。何卒皆さま方全員の御賛同をもって御可決いただくようによろしくお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

委員長 ただいまの説明について質疑がありましたらお願いします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、この議案の取り扱いについて事務局より説明を願います。

事務局長説明 この議員提出議案であります。議案第64号、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の制定については、総務市民委員会に付託することを考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対して、御協議をお願いします。

意 見 な し

委員長 特に御発言もございませんので、そのようにしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

3 高浜市議会会議規則の一部改正及び高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

事務局長説明 この件につきましては8月18日に開催いたしました各派会議において説明をさせていただき、御協議、御意見を伺いましたが、再度御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。高浜市議会会議規則の一部改正及び高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の2議案につきましては、地方自治法の一部改正、すなわち第100条第12項の新設と新203条の新設と新203条の2における一部改正による議員活動の範囲の明確化及び議員報酬に関する規定の整備によるもので、関連する条文の所要の整備を行うものであります。以上でございますので再度御協議をお願い申し上げます。なお、この取り扱いにつきましては9月定例会の最終日、9月26日に議員提案し、全体審議でお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対し、質疑がありましたらお願いします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、会議規則の一部改正及び政務調査費条例の一部改正については、案のとおりにしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。なお、この会議規則の一部改正及び政務調査費条例の一部改正の提出者及び賛成者を決めていただきたいと思います。

意（4） それでは、それぞれですね、提出者を森英男議運の委員長、賛成者を他の議運のメンバーとさせていただくことでどうでしょうか。

委員長 それでは、それぞれ提出者を議運の委員長、私、森英男、賛成者を他

の議運のメンバーとさせていただくことでよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

4 その他

事務局長 それではお願いいたしたいと存じます。予算特別委員会の初日、9月10日、水曜日の午後、証憑書類の審査をしていただくわけですが、午後5時までといたしたいと存じます。時間延長を希望される場合は、おおむね午後4時を目安に事務局まで御連絡いただければ、最大午後7時までの延長を可能といたしたいと存じます。なお、延長時の対応職員は、監査委員事務局長、会計グループリーダー、私、議会事務局長とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局 恐れ入ります。もう1件お願いいたします。お手元の9月定例会の会期及び会議日程をご覧いただきたいと思います。その中の9月2日、本会議初日に報告が1件、第7号ですが、当局より提出されていますので、9月2日の付議事項欄に報告を追加させていただきたいと思います。変更後の9月定例会の会期及び会議日程につきましては、議運終了後、全議員及び関係者に配布させていただきたいと思います。

委員長 事務局からそれぞれ発言がありましたが、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。次に、次回の議会運営委員会において、12月定例会の日程を決定いたしたいと存じますので、その開催日をご協議いただきたいと思います。案といたしまして、9月22日、月曜日、建設病院委員会終了後、また、その後に委員協議会が開催されるようであれば、建設病院委員協議会が終了後に開催いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 それでは、9月22日、建設病院委員会終了後、また、委員協議会が開催されるようであれば、建設病院委員協議会終了後に開催するという事と、よろしくお願いいたします。皆さんの方で何かあれば。

意（12） 先ほど確認された、議案第64号、この、高浜市みんなできれいにしよう条例の制定についての議案の取り扱いで、総務市民委員会ということですが、開会初日ですか、提案については、そこで議員提案で予定が運営がそう入っているのかどうかということと、それから4日目の総括質疑の取り扱いも同じような取り扱いになっておるのかどうか、その確認をお願いします。

事務局長 当局から出ました一般議案と同様な取り扱いをさせていただき予定でございます。

意（4） 提出者は私でいきますけども、委員会の方とか総括質疑など、その場においてですね、賛成者の方々には説明員という形で発言をさせていただき、ことがあると思います。また、委員会の方の出席もですね、説明員という形で出席をさせていただきますので御了承をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

意（12） そうしますと、総務市民委員会の場面では、この議案について説明員というのと、賛同者全員が説明員として加わる取り扱いになるのかどうか、その辺については。

事務局長 先ほど北川委員より御発言がございましたように、賛成者全員が説明員になりますので、ただし、委員会のメンバーにつきましては、当然、委員としての御発言がございましたので、全員説明員としてこちらの方に出席をお願いする予定でございます。

意（12） そうすると、総務市民委員会のメンバーでない説明員の席はどんなようなことで考えておるのか、それも。

事務局長 私どもが考えておるのは、現状の当局が委員会で説明するような方法が一番妥当ではないかなと考えております。こちらの方に委員の皆さまが座っていただきまして、現在、当局が座っておりますような格好をとらしていただくのが一番ベターではないかなと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。それではですね、私の方から委員の皆さまにお

願いといたしますか、お諮りしたい件がございますので、若干時間をいただきたいと思っております。私事で恐縮でございますけれども、私、4月頃から体調が思わしくなく、いろいろ検査をいたした結果、先月17日、日帰りではありますけれども結腸ポリープの内視鏡切除というものを行ってまいりました。日帰りとはいえ、まだまだ本調子には回復していないのが現状でございます。むしろ内視鏡切除とはいえ、病状によっては入院して準備をし、切除して一日、二日、経過を見るべきであったかなと、そんなふうに思っているところでございます。そんな折、プライベートな話ではありましたけれども、市長さんより同じ手術を8月19日にされるということを小耳に挟みまして、私の状況をお話しし、その経過を心配をいたしておりました。それで、どうも市長さんの場合は内視鏡切除を試みたそうでありまして、ポリープの場所が大腸と小腸の間のくぼみにあるということで、その日は内視鏡切除ができなくて、後日、日を改めて開腹手術が必要であるということになったそうであります。私の経験上、先ほど申しましたが、やはりポリープができてる状態のときは体の調子も悪く、一刻も早い手術をとったところでもあります。しかしながら市長さんのように開腹手術となりますと、少なくとも1週間から10日程度の入院加療は最低必要となってまいります。折りしもこの時期は9月議会の会期と重なってしまうという問題が生じるわけでございますけれども、私の個人的な意見といたしましては、可能な限り1日も早く治療に努められ、早く公務に復帰されることが最も望ましいことではないかと思っております。議会日程はもちろん重要な公務であるわけでございますけれども、市長さんの体の問題も非常に重要な事柄と考えるものであります。そこで、市長にお聞きしましたところ、この8月29日に病院と手術日程についてお話をされるそうであります。今議会の総括質疑までは市長さんに議会出席をしていただき、入院及び手術は総括質疑までは待っていただくといえますか、それまでは延期していただくということではどうでしょうかという提案でございます。議会運営委員長といたしまして、皆さまにお願いでございます。今議会において市長さんに直接質問したい事柄などは、この日程内、つまり、総括質疑までの日程の中で市長さんにお考えを伺うということにしてはどうかということでもあります。私の一存の考えであります

けれども、議会運営委員会の皆さんの御協力、御理解をお願いいたしたく、お諮りする次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

意（12） 総括質疑まで延ばしちゃっていいのかどうか、その点ではどうですか。その辺は医者いろいろな意見も含めて、そっちをむしろ優先すべきじゃないかというふうに思っています。

委員長 ありがとうございます。それではそういう御意見があったということをお市長に伝えておきますので、よろしくお願いいたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時47分

議会運営委員長 署名